

保護者の皆さまへ

茨木市 こども育成部

保育幼稚園総務課長 中路 洋平

保育幼稚園事業課長 下園 真一郎

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

日ごろは、本市教育・保育行政にご協力をいただきお礼申し上げます。

標記の件につきまして、国の新型コロナウイルス感染症の陽性者に対する療養期間等の変更に伴い、今後の陽性者等の自宅待機期間は下記のとおりとなります。

つきましては、変更点についてご確認くださいますようお願いいたします。

記

1 陽性者（有症状）の自宅待機期間（変更点）

【変更前】

発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した日（11 日目解除可能）

【変更後】

発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した日（8 日目解除可能）

※変更時点で陽性者である者も含みます

※変更後も 10 日間が経過するまでは、検温などの健康観察をお願いします

※7 日間経過時点で入院している場合は、10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合に 11 日目から解除となります

2 陽性者（無症状）の自宅待機期間

- 検体採取日から 7 日間を経過した場合には 8 日目に自粛の解除を可能とします（従来と変更なし）

3 利用者負担額について

児童が陽性者あるいは濃厚接触者に該当した場合や、陽性者（有症状）となり自宅待機期間終了後 10 日が経過するまでの間（健康観察期間）に登園を自粛された場合、利用者負担額等を日割りで減額いたしますので、保育幼稚園事業課へご相談ください。

（陽性者の自宅待機期間について）

茨木市こども育成部保育幼稚園総務課

担当：江濱・村井

電話：072-655-2753（直通）

（利用者負担額について）

茨木市こども育成部保育幼稚園事業課

担当 出原・藤尾

電話 072-620-1638（直通）